

第 8 回 武蔵野市保育のガイドライン検討委員会 会議要録

日時：平成 23 年 12 月 14 日（水） 午後 6 時 30 分～ 8 時 40 分

場所：武蔵野市役所 4 階 411 会議室

1 開会

2 議事

(1) 保育のガイドラインの検討

(委員長)

- ・ 検討から 1 年経過した。本日を入れてあと 3 回の委員会で完成させたい。今日は、中間まとめ発行後、市保連より意見をいただいたので、それを全員で確認したい。また保護者委員 A より更に議論したい点をいただいている。
- ・ 境南第 2 保育園よりいただいた意見について順に追う。ガイドラインの今後の活用については、「おわりに」にて触れていきたい。
幼稚園との連携検討をとのことだが、現在は保幼少の連携について記載があるが、どこまで記載すべきかご意見いただきたい。
- ・ 災害発生時の社会福祉施設としての役割は、公設以外の園にも求められる内容かどうかについては、民間保育園も公立保育園も、同じ認可保育所として担うべきと考えている。
- ・ ガイドラインは誰が誰に向けて書いたものが曖昧な部分については、修正していきたい。
- ・ 放射能対策も記載すべきとの意見については、現在検討中。今年度発行するガイドラインに載せるのは難しい。ただし、放射能対策はこれから長く、保育園の業務として付き合っていかなければならない。いずれ入れなければならなくなるかもしれないが、現段階では難しいか。
- ・ 震災時の連絡体制について分かりにくいとのことだったので、本日は「災害発生時の事故報告フロー」を皆様にお配りした。ガイドラインの付属資料としても良いと考えている。

(保護者委員 A)

- ・ 働き方の見直しについては、第三次子どもプラン推進地域協議会平成 22 年度評価時にも同内容を質問し、市からも回答を得ているので、それを参照のこと。
- ・ 放射能については、保育園としてという前に、市としてすべての子どもについて、特に教育委員会との絡みの中で検討すべき。ガイドラインに載せるか載せないは別として、しっかり見解を出していくべきものであろう。

(委員長)

- ・ 市の放射能対策としては、現在までに 2 回空間放射線量の測定を行った。園庭・砂場だけでなく、危険なところも測ったが、保育園では市で定める基準を超える数値は出なかった。ただし、境保育園では一部、保管していた砂が基準値以上だったので、適切な方法で保管することとした。
- ・ 食材については、業者に委託し毎週 4～5 品目検査している。定量下限値を超えたものは、産地等を変えて使用しないよう対応している。今年度末まで継続する予定。機器購入については、保育園は各園仕入先が異なるので、各園に購入するのは難しい。現在庁内で検討しており、今年度中に結果を出す予定。

(民間保育園職員A)

- ・ 以前も意見をお送りしたが、ガイドライン作成にあたり市の実施責任を明記していくと良いと思ったが、それは「おわりに」に記載されるのか。

(委員長)

- ・ 「おわりに」の書き方がまだ決まっていない。「おわりに」、「保護者の意見」、「監修者からのコメント」という3枚がまだできあがっていない。その「おわりに」内に記載したいと思う。

(保護者委員A)

- ・ 新しい保育指針によって、養護と教育を一体的に行うことについてだが、それでは保育園では教育について、どのようにやっているのかを触れておかなければならないかと思う。皆様のご意見を伺いたい。

(公立保育園職員A)

- ・ 職員からも、教育的な側面もあるという意見は出た。教育 と言うとどうしても、字を教える、数を数えるようなことに捉われがちだが、子どもの発達にふさわしい生きる力を備えていくということも教育だと思うので、触れられればと思う。

(保護者委員A)

- ・ 公立保育園職員Aの言われた通り、単にものを教えるということではないと思っている。
- ・ 一方で、保護者の中には保育園で英語を教えて欲しい、リズムを教えて欲しいなどの声もある。そのような声をふまえて、書き方も工夫が必要。

(保護者委員B)

- ・ やはり 教育 と言われると、教材などを思い浮かべる保護者が多いのではないか。保育園で行っている教育は、幼稚園の教育とどう違うのか、ということを見ると、保育園での教育は、つまり気づきを教えることと考える。教育 という言葉が氾濫すると誤解を与えるか。

(保護者委員C)

- ・ 保育所保育指針で記載される 教育 はどのような意味で使われているのか。

(委員長)

- ・ 基本的に、幼稚園教育要領も、保育所保育指針も書かれていることは同じ。

(公立保育園職員A)

- ・ 保育所保育指針による「教育」の中には「健康」「人との関わり」「環境」「言語」「表現」の5領域がある。年齢が小さければ小さいほど、これらは入り混じっていて分けることができない。もちろん、年齢が上がれば数の認識や文字への興味を育てることも教育とする。

(公立保育園職員B)

- ・ 保育所保育指針自体も、教育指導要領に準じた構成になっている。準じていたものが、対等になってきた。幼稚園も保育園も、一緒のやり方でやっていこうというのが最近の幼保連携のかたちである。

(保護者委員C)

- ・ やはり 教育 という狭義の教育をイメージするが、保育所保育指針の 教育 はそれではないことは分かった。ではそれを文章にすると、既に「遊び」や「生活」の章中にそのことが含まれているのだが、親としては表現として読み取れないので、保育園でやっている 教育 とはこういうものである、ということを書いた方が良いのか。

(公立保育園職員A)

- ・ 保育活動そのものが教育であるというふうに言いたい。確かに誤解を招きかねないので。

(委員長)

- ・ 保育所保育指針より「教育とは・・・」と定義がある。これを引用して載せると分かりやすいかもしれない。この点について幼稚園教育要領と一体となった。

(民間保育園職員A)

- ・ 保護者は分かりやすいだろうか。
- ・ 子どもプランの中には、多様な学びをととした体験を、と記載されており、とても良いと思う。教育の土台というか、何かに関心を持ったり、仲間と作りあげたりすることを大事にしている。確かに、指針に基づきやっているが、もう少しプランに沿った言い方で表現できないか。

(公立保育園職員A)

- ・ 「教育」という言葉を使うかどうかは別として、保育園が「教育」をどう考えているかいま一度書くべきなのかもしれない。

(公立保育園職員B)

- ・ 保育所保育指針により 教育 をどう認識しているかは押さえておくことで良いのではないか。各園により教育の認識はいろいろであろうし、あまり深く書くとかえって難しい。立返るという意味で、指針にある内容の表示だけで良いのではないか。

(民間保育園職員B)

- ・ 「保育指針」と言っても、保護者にはピンと来ないかもしれないと思う。書いてあっても、説明の仕方で大丈夫かなと思う。

(委員長)

- ・ 理念的ではあるが、保育指針を引用しつつ、学びを通した体験をからめて修正を加える。

(保護者委員D)

- ・ 保育園が大切にしたいことを書けば良いと思う。

(保護者委員E)

- ・ 保育指針に 教育 はどう捉えるのか書かれているので、ガイドラインには「指針によれば」と書くのならば、再度 教育 はどのような意味かわざわざ書かなくても良いかと思う。後半の「遊び」の章に具体例の記載もあるので。

(保護者委員C)

- ・ 保育所保育指針によれば、というだけで、保護者自ら保育所保育指針を参照する人はいない。注釈でもかまわないので、保育所保育指針が示す 教育 はこのような意味だと、分かりやすく書いてあれば有効なのではないか。

(委員長)

- ・ 「はじめに」内で教育について触れることとする。

(保護者委員A)

- ・ 保育園で行う教育はこういうことである、と書いてしまうと、幼稚園とどう違うのかということになってしまうので、あまりそういう書き方をしない方が良い。保育園の教育は、子どもの関心を受け止めるということからスタートすることも書いてほしい。

(民間保育園職員B)

- ・ 保育の質とは...の箇所で、保育実践、保育実施、保育実践と続き読みづらい。3つ目の保育実践は必要なのではないか。
- ・ 締めくくりの最後の文では、ガイドライン でなく 武蔵野市保育のガイドライン と正式名で書

いた方が強調される。

(公立保育園職員B)

- ・ 保護者の方に対しては、実践 よりも 取組 と言った方が分かりやすいので、修正した方が良い。

(委員長)

- ・ 民間保育園職員Bのご意見を参考に修正することとする。

(保護者委員D)

- ・ P3 2 認可保育所の役割の箇所最後の文、「子ども自身の意欲・欲求を受け止めニーズを考え...」とあるが、「ニーズを考え」は必要か。あまり聞かない表現のように思う。

(委員長)

- ・ 削除することとする。

(保護者委員A)

- ・ P4 保育内容と環境の箇所、「豊かな人との関わり」とはどのような意味か。
- ・ 同章1 生活と遊びの箇所、個々の人格形成と集団形成が切っても切り離せないことなど、集団形成についてももう少し書き込むことができないか。

(民間保育園職員A)

- ・ 「遊びと課題活動」の箇所に、かなり具体的に記載されており、これら全てが 豊かな人との関わりについてである。そのあたりで分かっていたら良いかと思うがいかがか。最初から説明っぽくなるより、すっきりしていた方が良いのかなと思う。

(保護者委員A)

- ・ 豊かな についての説明はそのようかと思う。大人の仲立ち、まわりとの折り合いを付けること等、もう少し加えることはできないか。

(公立保育園職員C)

- ・ ご意見を参考に原稿修正したい。

(保護者委員D)

- ・ 早朝・夕方保育の箇所、「職員に伝え共有する」とあるが「職員間で共有します」の方が分かりやすい。

(公立保育園職員A)

- ・ (1) 生活についての「について」はなくても良いと思う。
- ・ 「児童」「子ども」など表現が混在しているので、全体的にチェックしたい。

(民間保育園職員B)

- ・ 同様に「取組」「取り組み」の表現も混在している。
- ・ 早朝保育の箇所で、ただ「見守ります」と記載するより、「受け入れを大切にします」の方が保育園の取り組みが伝わる。
- ・ 基本的な生活習慣の例示として、全て似たようなものが羅列されているため、「清潔」なども入れたらどうか。

(公立保育園職員D)

- ・ 「生活を充実しておくなかで」という言い回しより、「繰り返し積み重ねていくなかで」の方が分かりやすいと思う。

(委員長)

- ・ 提案のあった意見を反映させる形で、公立保育園職員Aに再度修正をお願いしたい。

(保護者委員D)

- ・ 武蔵野赤十字保育園では合宿保育を行っている。個人的には、大事な行事と考えているので、本ガイドラインにも記載できないか。

(公立保育園職員A)

- ・ 各園で多様な行事を行っている。全園で行っているものを例示的に載せようということになったので、ご了承ください。

(保護者委員D)

- ・ 了解した。公立保育園でもぜひ実施していただきたい。

(民間保育園職員B)

- ・ 保育環境の箇所、自園ではお散歩にもよく出かけるので、自然環境について何か触れられないかと思った。

(委員長)

- ・ 自然環境については「遊びと課題活動」の箇所では触れているがいかがか。

(公立保育園職員A)

- ・ 自然環境は意図的に作ることができないので、活動として、子どもたちが自然に触れるように心がけると記載で良しとしてはいかがか。

(保護者委員A)

- ・ 各園において、意図的に花を植えたりしていると思うが、そのようなことであれば少し触れるのかと思ういかがか。
- ・ 「人的環境」の箇所、「子どもは人間として尊重され」とあるが、何か具体的に書けないか。中学生の体験受け入れの中で、人権を大切にすることも伝えていると前回聞いたが民間保育園職員Aに伺いたい。

(民間保育園職員A)

- ・ 保育園で実施している中学生の体験受け入れの場では、保育園の小さな子どもであっても、それぞれ子どもの思いや、一人ひとりが大切にされる気持ちがあると伝えている。そのようなことを絡めて書けないか。

(公立保育園職員B)

- ・ 例えば、叱り方ひとつにしても、皆の前で叱らず、否定しないよう1人呼んで叱るとか、おもしろしたときも傷つけないように話をするなど、各園で個々の実践があると思う。

(民間保育園職員A)

- ・ 子どもが泣いたりすると、保育士は焦ってしまい、何とか泣き止ませようとすることが多い。でも泣いたり、悲しかったりする子どもの負の気持ちを大事にすることなどもその例になるかもしれない。

(委員長)

- ・ 具体的に書こうとすると具体的になりすぎて、前後の記述から浮いたような感じがするので、上手に記載できれば良いが。本委員会内で、一人ひとりが大切にされるとはどういうことが議論できたことは大切なことであるし、それをもとに園内でも、今後本ガイドラインを用いて議論することも有意義であるとする。

(民間保育園職員A)

- ・ 先に述べたことの追加だが、保育園に中学生が来ると、園児が嬉しくなりすぎて、中学生に対しパンチする等の嫌なことをすることがある。そのような時に、中学生が言えなくて我慢していることもあ

る。そういうときは、あなたたちも大切にされる一人であり、我慢せずに言ってもいいのだよと伝えられている。

(民間保育園職員C)

- ・ 「思いや要求」とあるが、言葉で伝えられない乳児期には、そのまなざしも重要。「思いやまなざし」と表現するのはどうか。

(公立保育園職員B)

- ・ まなざしも、要求の表現の大切な一つという認識でいる。

(保護者委員A)

- ・ 「思いやまなざし、要求」などと表現すると良いかもしれない。

(委員長)

- ・ 参考に追加したい。

(公立保育園職員C)

- ・ 「人的環境」のところは、具体的に配置基準のことを入れられないか。別のところでも良いので、是非ガイドライン内には記載したいという意見が園内で出ている。

(委員長)

- ・ 配置基準自体を盛り込むことは違うと思う。
- ・ 保護者からの意見でも放射能対策について記載して欲しいとの声があったが、食育の箇所、放射能対策については、現段階で入れるのはやはり難しいと思うがいかがか。

(保護者委員A)

- ・ 今策定中のガイドラインに盛り込むのは遅いと感じている。それよりも、市としての方針が既に示されていれば、このガイドラインに入れてくれという話にはならない。まずは市としての方針がしっかりと示されなければならない。
- ・ また、子どもプランの委員会に対し、「ガイドライン委員会の中で議論があった」として伝えることはできるか。

(委員長)

- ・ 本委員会の検討内容を報告はする。

(民間保育園職員A)

- ・ 放射能については、やはり発達段階にある子ども達にとって重要な問題である。例えば、安心して安全な食事、健康づくりのところなどで、もう少し膨らませて表現することはできるか。

(保護者委員A)

- ・ 「おわりに」内に記載することもできると思う。

(委員長)

- ・ 放射能対応関係はまとめてそのように記載したい。

(保護者委員A)

- ・ 前回は意見した点であるが、公民合同会議や、合同研修について記載の方法を示されたい。

(民間保育園職員A)

- ・ 「危機管理」「保育の質の向上」両箇所に研修について記載されている。研修を超えてより大きなネットワーク構築があれば良いと考えている。

(委員長)

- ・ 研修については、記載をしたい。ネットワークについては、虐待防止、対応についてのネットワーク

が構築されている。

(民間保育園職員A)

- ・ 支援が緊急に必要な家庭に対するネットワークではなく、より幅広い範囲の支援にネットワークがあれば良いと思っている。

(委員長)

- ・ 市としては、これからネットワークを作っていこうとしているところ。ひとまず、研修については、保育の質の向上の箇所に記載する。
- ・ 障がい、障害児と表記が混在していることに対し保護者から意見をいただいたが、「障害児保育」という語の時には漢字、それ以外のときはひらがなとしている。

(保護者委員A)

- ・ 注釈があると良いと思う。

(公立保育園職員C)

- ・ 障害児保育を円滑に進めるための取組の箇所で、他機関との関わりを図にしてはどうか。

(委員長)

- ・ ネットワーク図は、全ての関係機関を記載した大きな図になってしまうので、ガイドライン内に入れ込むには適さないか。
- ・ 2の「ハビットとの連携」は「他機関との連携」とし、より幅広く記載することとする。ウィズや保健センター、子ども家庭支援センターのことも記載する。

(保護者委員A)

- ・ 「障害児保育」の箇所について。保護者より出た、障害児保育について全保護者に周知することが必要なのか、という意見についてはどうお考えか。

(保護者委員C)

- ・ これは自園から出た意見なのだが、この障害児にはこのような障害があると全保護者に知らしめる、というような誤認をする方がいるかもしれない。

(保護者委員A)

- ・ 今の書き方は、個別対応について同じクラスの保護者に理解を求めている、との意とっていた。

(公立保育園職員A)

- ・ 保護者が読んで誤解をまねくような表現であれば、少し見直したい。

(保護者委員C)

- ・ かなり具体的な記載も入ったために、逆に誤解をあたえるような表現になったのかもしれない。

(委員長)

- ・ 分かりやすくも誤解のないような記載に改めたい。公立保育園職員Aに修正をお願いしたい。

(保護者委員A)

- ・ 障害児保育と特別な配慮を要する子どもについてはいかがか。

(民間保育園職員A)

- ・ 特別な配慮を要する子どもについては、保護者は特に意識していない気がする。項目を別にたてる程ではないと考える。障害児保育と同じ場所に書くと、一括りにされたような気がするなら、本章では障害児保育に特化して書き、保育相談員の箇所に書くなどすれば良いのではないか。

(保護者委員B)

- ・ 日常の中で、もし特別な配慮を要する子どもについて先生が保育相談員に相談する場合は、そのこと

について保護者に知らせているのか。

(民間保育園職員 A)

- ・こちらから相談しなくても、相談員自ら気づくこともある。あくまでも、その子にとって今どのような対応が必要か、アドバイスを求めるための相談なので、必ずしも保護者に伝えるわけではない。

(保護者委員 A)

- ・「地域とのかかわり」の箇所、保育相談員と別立てすると良いかも。

(委員長)

- ・事務局内で検討したい。その他、ご意見あればメールでお寄せいただきたい。

(保護者委員 A)

- ・保護者委員でつくる「保育園とともに」は、保護者委員間でメールにてやりとりさせていただく。

(委員長)

- ・次回委員会は、まだ監修者は呼ばず、委員のみの協議としたい。
- ・資料は最低 1 週間前までに送付する。
- ・市保連を通して保護者からいただいた意見については、一覧表にし、市及び委員会の方針を示す。

次回委員会の予定

1月30日(月)18時30分から 市役所4階411会議室にて